

24教人職第143号
平成24年5月31日

校務改善推進会議 設置要綱

(設置目的)

第1 平成24年3月8日に東京都教育委員会が公表した「小中学校の校務改善推進プラン」にそった取組の進捗状況や課題、また事例を収集・整理して広く各学校や区市町村教育委員会に周知していくための体制として、東京都教育委員会、区市町村教育委員会及び小中学校関係者の代表を構成員とする「校務改善推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行い、継続的な普及啓発を行う。

- (1) 校務改善の取組の進捗状況や課題に関すること
- (2) 学校経営支援組織設置校における、校務改善策の効果検証に関すること
- (3) その他検討を要すること

(構成員)

第3 推進会議は、別表に掲げる職にある者によって構成する。

(委員長等)

第4 推進会議に座長を置き、東京都教育庁人事部長の職にある者をもって充てる。

- 2 座長は、推進会議を主宰し、会務を総括する。
- 3 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 推進会議に副座長を置き、東京都教育庁人事企画担当部長の職にある者をもって充てる。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長が不在の時は、その職務を代理する。

(構成員の任期)

第5 構成員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6 会議は、原則として非公開とする。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、東京都教育庁人事部職員課が担当する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項は、座長が別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月31日から施行する。